

甲州市議会議長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、議会運営の透明性を推進するため、議長交際費の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する事項)

第2条 議長の交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 支出月日

(2) 支出区分

(3) 支出金額

(4) 支出先及び内容

2 前項第4号に掲げる事項については、甲州市情報公開条例(平成17年11月1日甲州市条例第7号)第5条各号に規定する非公開情報に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、その公表をしないものとする。

(分類)

第3条 前条第1項第2号に掲げる支出区分は、別表により分類するものとする。

(公表の時期)

第4条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日(当該日が甲州市の休日を定める条例(平成17年11月1日甲州市条例第2号)に規定する休日である場合はその翌日)までに公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 交際費の公表の方法は、その内容を別記様式により市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に支出する交際費から適用する。

別表(第3条関係)

支出区分表

支出区分	支出内容
弔慰	葬儀等における香典、供花、供物等に係る経費
見舞金	病気、災害、事故等への見舞いに係る経費
会費	各種団体等が行なう、総会、懇親会等の参加に係る経費
賛助	各種団体等が行なう活動趣旨賛同に係る賛助に係る経費
接遇	接遇に要する経費、視察訪問先などへの土産等に係る経費
その他	その他、議長が特に支出する必要があると認める経費

別記様式(第5条関係)

交際費支出状況(月分)

支出月日	支出区分	支出金額(円)	支出先、内容

累計(年度)

支出区分	当月分		今年度累計額	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)
弔慰				
見舞金				
会費				
賛助				
接遇				
その他()				
合計				